

自転車貸付事業者登録基準・要件一覧

| | 基 準 | 要 件 |
|-----|--|---|
| (1) | 自転車損害賠償保険等（自転車の運転により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済）に加入している自転車による自転車の貸付けを行っていること。【条例第 18 条第 2 項本文】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録の有効期間の始期（更新の場合は、延長される有効期間の始期）において有効な自転車損害賠償保険等に加入していること。（登録の有効期間中に保険等の契約更新を行ったときは、保険証券等の写しを提出すること。） |
| (2) | 自転車を借り受ける者に対し、自転車の安全な利用についての情報提供を行っていること。【条例第 18 条第 2 項第 1 号】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主及び従業員が、付表 1 に掲げる自転車安全利用五則（平成 19 年 7 月 10 日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を理解していること。 ○ 自転車を借り受けようとする者に対し、文書または口頭で自転車の交通ルール等の説明を行っていること。 |
| (3) | 貸付用自転車について、定期的な点検及び整備を行う体制が確保され、当該点検及び整備に関する記録簿を備えていること。【規則第 1 号】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の貸出し業務開始前に、付表 2 に掲げる事項等について、従業員による点検整備が行われていること。 ○ 点検整備の実施状況が、記録簿により管理されていること。 |
| (4) | 貸付用自転車を適切に保管する場所を確保していること。【規則第 2 号】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保有する貸付用自転車を保管するために必要な広さを持つ車庫や敷地が確保されていること。 |
| (5) | 自転車を借り受ける者に対し、自転車の運転に当たり事故の被害を軽減するための器具の貸付けを行う体制を確保していること。【規則第 3 号】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 乗車用ヘルメットを始めとする負傷被害を軽減する器具の貸付けを行っていること。 ○ 13 歳未満の児童及び幼児の利用にあたっては、乗車用ヘルメットの着用を促していること。 |

(付表 1 : 自転車安全利用五則)

| |
|--|
| <p>【自転車利用安全五則(平成 19 年 7 月 10 日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)】</p> <ol style="list-style-type: none">1 自転車は、車道が原則、歩道は例外2 車道は左側を通行3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行4 安全ルールを守る<ul style="list-style-type: none">○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止○ 夜間はライトを点灯○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認5 子どもはヘルメットを着用 |
|--|

(付表 2 : 自転車が具備すべき法定性能)

| 項目 | 根拠 | 内容 |
|--------|---|---|
| ブレーキ | 道路交通法施行規則第 9 条の 3 | <ul style="list-style-type: none">・前車輪及び後車輪をそれぞれ制動すること。・乾燥した平坦な舗装路面において時速 10km で走行中にブレーキをかけたとき、3 m 以内の距離で円滑に停止できること。 |
| 前照灯 | 長野県道路交通法施行細則第 11 条第 1 項第 1 号 | <ul style="list-style-type: none">・白色または淡黄色であること。・夜間、前方 10m の距離にある障害物を確認できる光度であること。 |
| 尾灯 | 長野県道路交通法施行細則第 11 条第 1 項第 2 号 | <ul style="list-style-type: none">・橙色または赤色であること。・夜間、後方 100m の距離から点灯を確認できる光度であること。 <p>(※後部反射器材を 1 個(後面の幅が 60cm 以上の自転車については、両側にそれぞれ 1 個以上)備え付けていれば、尾灯を備え付ける必要はない。)</p> |
| 後部反射器材 | 道路交通法施行規則第 9 条の 4 及び長野県道路交通法施行細則第 11 条第 2 項 | <ul style="list-style-type: none">・反射光の色が橙色または赤色であること。・夜間、後方 100m の距離から自動車の前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること。 |
| 警音器 | 長野県道路交通法施行細則第 14 条第 1 号 | <ul style="list-style-type: none">・警音器を備えていない自転車または警音器の機能の不完全な自転車を運転しないこと。 |